

事 務 連 絡

令和 2 年 5 月 2 2 日

各福祉事務所長 殿

東京都福祉保健局生活福祉部保護課長

### 住居喪失者等に対する住居確保相談事業の実施について

標記の件につきまして、東京都が設置している住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYO チャレンジネット）では、住宅情報提供システム（以下「本システム」という。）を構築し、各区市の自立相談支援機関に賃貸物件情報を提供することにより、生活困窮者の住宅確保を支援しており、生活保護受給者についても「住宅情報提供システムの利用における生活保護受給者の取扱いについて」（平成27年7月10日付東京都福祉保健局生活福祉部生活支援課長、保護課長通知）により支援しているところです。

今般、新型コロナウイルス感染拡大にかかる緊急事態措置に伴う緊急一時宿泊場所（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（宿泊場所の確保等について）」（令和2年4月10日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）によるビジネスホテル。）の利用者などの住居喪失者等の居宅移行を進める必要があることから、令和2年5月25日より、下記のとおり本システムを活用し、住居確保相談事業（以下「本事業」という。）を実施いたします。各区市において積極的に利用していただくよう、よろしく願いいたします。

#### 記

#### 1 本事業の概要・支援の流れ

本事業は、TOKYO チャレンジネットが、各区市の福祉事務所及び自立相談支援機関からの依頼により、住居喪失者等の居宅移行に関する相談・支援を行うものです。居住先の確保にあたっては、本人の希望に基づき本システムにて提供されている不動産物件情報から物件の候補を探し、賃貸借契約締結までの手続き（契約手続きの指導や助言、物件の内覧同行等を含む。）に関する支援を行います。支援期間は支援申込書の到着から物件の賃貸契約まで概ね1ヶ月程度を見込んでいますが、支援の状況により、見込みより長く時間がかかる場合があります。また、生活保護受給者の物件の契約にかかる費用（保証料、アパート契約料等）については生活保護基準内で必要な扶助費の支給を行ってください。

